

おくやみ窓口の ご案内



このたびのご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご親族が亡くなられたことに伴う手続は、ご案内のとおり多岐にわたります。

鶴岡市では、ご遺族の負担を軽減するため、本市に届出等を要する手続を集約し、サポートの準備をしておりますので、住所地(地域)の市窓口(本所・各地域庁舎)にご来庁ください。

手続は、亡くなられた方の住所地(地域)の窓口で行います。

亡くなられた方の住所が(例 1：鶴岡地域の場合…本所
例 2：藤島 // …藤島庁舎) が手続できる窓口です。

入所施設に住民登録を移していた場合は、入所直前の住所地(地域)の窓口でも手続が可能です。

(例 3：鶴岡から羽黒(施設)に移していた…本所 または 羽黒庁舎

例 4：櫛引から朝日(施設) // …櫛引庁舎 または 朝日庁舎

上記の例 1～例 4 を参考にして
手続する窓口が本所の場合

本所(鶴岡地域)

本所(鶴岡地域)は
予約が必要です。

予約は **LINE** で
⇒詳細は2ページ



予約日時にご来庁ください。

上記の例 1～例 4 を参考にして
手続する窓口が地域庁舎の場合

**藤島・羽黒・櫛引・
朝日・温海** の各地域庁舎は、
予約はいりません。

直接、各地域庁舎の市民福祉課に
ご来庁ください。

ご来庁の際は、「お持ちいただくもの」をご確認ください。⇒詳細は3ページ

※鶴岡地域以外の方が、本所での手続をご希望される場合は、お電話でご予約ください。

※住所地(地域)以外の地域庁舎での手続をご希望される場合は、ご希望の地域庁舎市民福祉課に
事前にお電話のうえご来庁されますとスムーズに手続できます。

手続に来庁される方

亡くなられた方の相続人〔配偶者または同一世帯の直系血族（子（養子）、父母（養父母）、孫、祖父母）、（一人世帯だった方は亡くなられた方の直系血族）〕が来庁されますと手続がスムーズです。4ページ以降に掲載の「手続できる方」欄に、『委任状が必要な場合』を参照』と記載がある手続については、特定の方以外が来庁される場合、別紙の委任状①または委任状②をお持ちください。

本所(鶴岡地域)の予約方法 *地域庁舎は予約不要です。

◆手順1 予約には以下の情報が必要になりますので、事前に確認してください。

- 確認項目
- ▶死亡届出日 ▶亡くなられた方の住所(地域)または 施設への異動前の住所(地域)
※鶴岡地域以外の方は、手続窓口が各地域庁舎となり、予約は不要です。
 - ▶亡くなられた方の氏名・生年月日(西暦〇〇〇〇年 月 日)
 - ▶来庁される方の氏名・生年月日・連絡先(日中連絡がつく電話番号)
 - ▶来庁される方の続柄(亡くなられた方からみて)
配偶者・子・孫・父母・祖父母・その他()
 - ▶喪主の氏名

◆手順2 今日現在、死亡届出日の翌日から2開庁日以降かを確認してください。

※予約申込は、死亡届出日の翌日から2開庁日以降、可能になります。
死亡届出日の翌日から2開庁日経過していないと、予約の申込はできません。

	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
LINE入力 可能例①	死亡届出日	1開庁日後	× 土日祝は 日数に 含めない		2開庁日後	3開庁日後					
LINE入力 可能例②		死亡届出日	×		1開庁日後	2開庁日後	3開庁日後				
	死亡届出日の2開庁日以降から予約申込(LINE・電話)が可能										

※また、来庁(予約)希望日は、LINE入力日(電話申込日)の2開庁日以降から選択が可能です。

	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
来庁(予約) 希望日						LINE入力 (電話申込)	1開庁日後	2開庁日以降、 来庁希望日の選択可能			× 土日祝は 来庁不可

※予約枠は ①9:30～、②10:30～、③11:30～、④13:30～、⑤14:30～、⑥15:30～ から選択します。
(ご遺族が遠方の方に限り、早めの予約を希望される場合について電話でご相談ください。)

◆手順3 予約をします。*原則、LINEでご予約ください。

(LINE予約は、来庁する方以外のスマートフォンで入力いただくことも可能です。)

◇LINEで「鶴岡市公式アカウント」と友だち登録していない場合

スマートフォンで右のQRコードを読み込み、表示されたリンク先をタップし、LINEの「鶴岡市公式アカウント」を「友だち追加」→「トーク」→メニューの「くらしの情報」→「行政手続き」→「おくやみ窓口予約」→「おくやみ窓口の予約を開始する」をタップ後、設問に回答します。



◇LINEで「鶴岡市公式アカウント」と友だち登録している場合

右のQRコードを読み込み、表示されたリンク先をタップし、「おくやみ窓口の予約を開始する」をタップ後、設問に回答します。

*LINE予約が困難な方は、電話(☎0235-26-0181)での予約を受け付けます。

電話予約の受付時間は、開庁日の9:00～16:30です。スムーズな予約受付のため手順1の「確認項目」のメモをご準備のうえ、おかけください。

◆手順4 必要な持ち物(3ページ)をご準備ください。

必要な持ち物をご確認のうえ、予約日時(開始時刻)までに、本所1階「おくやみ窓口」(市民課)にお越しください。

【お持ちいただくもの】

以下の該当するものをお持ちください。

該当するか不明な場合や見当たらない場合は、来庁時にお伝えください。

<input checked="" type="checkbox"/>	持ちもの
<input type="checkbox"/>	来庁される方の本人確認できるもの *顔写真付のもの…運転免許証、マイナンバーカード等（1点） *顔写真付きのものがない場合…健康保険証、医療証、介護保険証、診察券など（2点）
<input type="checkbox"/>	相続人代表者の通帳又はその写し
<input type="checkbox"/>	【相続人代表者の口座から市税を口座振替する場合】 相続人代表者の口座の金融機関届出印
<input type="checkbox"/>	【亡くなられた方が国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入していた場合】 喪主の方の通帳又はその写し
<input type="checkbox"/>	【亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国保加入者がいる場合】 加入者全員の国民健康保険証、（医療証を交付されている場合は、各種医療証、新世帯主の印鑑）
<input type="checkbox"/>	【児童手当等を受給していた保護者が亡くなられた場合】 受給対象の子の通帳又はその写し、新たな受給者の通帳又はその写しと保険証 児童扶養手当又は特別児童扶養手当の証書
<input type="checkbox"/>	【亡くなられた方が世帯主で、その方を除き同一世帯員が2名以上いる場合で、来庁する方が同一世帯員でない場合】 委任状①（詳細・様式は別紙）
<input type="checkbox"/>	【おくやみ手続の来庁時に戸籍証明等の交付請求をされる場合で、別紙に該当する場合】 委任状②（詳細・様式は別紙）
<p>以下は、亡くなられた方のもの</p> <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 等（加入している方） <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 等（75歳以上の方 または 75歳未満で加入している方） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 等（65歳以上の方 または 65歳未満で要介護認定等を受けている方） <input type="checkbox"/> 医療証（重度心身障害(児)者、子育て支援、ひとり親家庭等の各医療証）（交付されている方） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（交付されている方） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（印鑑登録している方） <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（お持ちの方） ※マイナンバーカードとは異なるカードです。（マイナンバーカードは持参不要です。） <input type="checkbox"/> 原付バイクや小型特殊自動車のナンバープレート(亡くなられた方名義のものを廃車する場合)	



1 本市に必要な手続

①住民登録 担当課：市民課(0235-35-1197) ・ 各庁舎市民福祉課		
亡くなられた方の状況	手続	手続できる方
亡くなられた方が世帯主で、その方を除き、同じ世帯に2名以上残っている。	世帯主変更届	同一世帯員 *別紙の「委任状①が必要な場合」を参照
印鑑登録証 住民基本台帳カード を持っている。	印鑑登録証の返還 住民基本台帳カードの返還	親族
*マイナンバーカードや通知カードは、返納の必要はありません。 (他の手続でマイナンバーが必要になる場合がありますのでしばらく保管後、処分してください。)		

②健康保険 担当課：国保年金課(0235-35-1292) ・ 各庁舎市民福祉課		
亡くなられた方の状況	手続	手続できる方
後期高齢者医療保険に加入している。	①葬祭費の支給申請 ②保険料精算及び療養費等の請求に関する届出	①喪主 *代理人可 ②相続人代表者 *代理人可
国民健康保険に加入している。	①葬祭費の支給申請 ②資格喪失届	①喪主 *代理人可 ②世帯主 *代理人可 (一人世帯の場合は親族)
亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる。	世帯主変更届 同一世帯員の保険証の差替え	新世帯主 *代理人可
亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯の国民健康保険に加入している方が医療証を持っている。	同一世帯員の医療証の差替え	医療証をお持ちの方 *代理人可
重度心身障害(児)者医療証 子育て支援医療証 ひとり親家庭等医療証 を持っている。	資格喪失届 医療証の返還(差替え)	同一世帯員 *代理人可 (一人世帯の場合は親族)
勤務先の保険(協会けんぽ・組合健保・共済組合等)に加入している方は、勤務先にお問合せください。 *亡くなられた方が勤務先の保険に加入していた場合で、被扶養者がいるとき、被扶養者の新たな保険加入手続が必要です。国保に加入する場合は、国保年金課での手続となります。		

③年金 担当課：国保年金課(0235-35-1294) ・ 各庁舎市民福祉課		
亡くなられた方の状況	手続先	手続できる方
国民年金に加入または受給している。 厚生年金に加入または受給している。 共済年金に加入または受給している。	加入状況により手続先が異なりますので、加入状況をお調べして、手続先(鶴岡年金事務所(0235-23-5040)、各共済組合等)をご案内します。また、手続に必要なとなる戸籍謄本等の交付請求についてもご案内します。	相続人等 *別紙の「委任状②が必要な場合」を参照
農業者年金 を受給している。 農協各支所または市農業委員会事務局(0235-64-5868)にお問合せください。		
市議会議員年金 を受給している。 市議会事務局(0235-35-1908)にお問合せください。		
企業年金 を受給している。 企業年金連合会(0570-02-2666)にお問合せください。		
恩給・軍人恩給 を受給している。 総務省恩給相談室(03-5273-1400)にお問合せください。		

④介護保険 担当課：長寿介護課(0235-35-1289) ・ 各庁舎市民福祉課		
亡くなられた方の状況	手 続	手続できる方
65 歳以上の方 または 65 歳未満で要介護認定等を受けている。	被保険者証等の返還 送付先・口座の変更届	相続人代表者 *代理人可

⑤障害等 担当課：福祉課(0235-35-1273) ・ 各庁舎市民福祉課		
亡くなられた方の状況	手 続	手続できる方
身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳 を持っている。	各手帳返還届 各手帳の返還	同一世帯員 *代理人可 (一人世帯の場合は親族)
特別障害者手当 障害児福祉手当 を受給している。	資格喪失届 または 未支給手当請求	配偶者または 同居の直系血族
特別児童扶養手当 を受給している。	「⑥子ども」を参照	
重度心身障害(児)者医療証 を持っている。	「②健康保険」を参照	
在宅酸素療法者助成金受給者登録 の決定を受けている。	登録申請事項変更届 助成金支給申請	同一世帯員 *代理人可 (一人世帯の場合は親族)
心身障害者扶養共済制度 に加入している。	弔慰金請求 年金給付請求	同一世帯員 *代理人可 (一人世帯の場合は親族)

⑥子ども 担当課：子育て推進課(0235-26-0176) ・ 各庁舎市民福祉課		
亡くなられた方の状況	手 続	手続できる方
児童手当 を受給している保護者	未支払手当請求 認定請求	もう一方の保護者または 新たな監護者 *代理人可
児童扶養手当 を受給している保護者	未支払手当請求	新たな監護者 *代理人可
特別児童扶養手当 を受給している保護者	未支払手当請求 認定請求	もう一方の保護者または 新たな監護者 *代理人可
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 の支給対象の子	消滅届(資格喪失届) または額改定届	子の保護者 *代理人可
障害児福祉手当 を受給している。	「⑤障害等」を参照	
重度心身障害(児)者医療証 子育て支援医療証 ひとり親家庭等医療証 を持っている。	「②健康保険」を参照	

⑦資産・税金 担当課：課税課(0235-35-1176)・納税課(0235-35-1183)・各庁舎市民福祉課		
亡くなられた方の状況	手 続	手続できる方
亡くなられた方名義の 原付バイク・小型特殊自動車 がある。	廃車または名義変更	親族
市県民税 が課税されている。	相続人代表届	相続人代表者 *代理人可
固定資産税 が課税されている。	納税義務者変更申告	相続人代表者 *代理人可

◆固定資産（土地・建物）を所有している方で、以下に該当する場合		
<p>未登記の家屋 を所有している。 登記されていない車庫や物置等の継承には、未登記家屋所有者変更届及び遺産分割協議書の写しが必要です。相続人同士の遺産分割協議後、課税課資産税管理係(0235-35-1178)に提出してください。</p> <p>不動産(土地・建物) を所有している。 相続登記が必要です。詳しくは、山形地方方法務局鶴岡支局(0235-22-1003)にお問合せください。</p> <p>農地 を所有している。 相続登記後に、農業委員会(0235-64-5860)または各分室に届出(登記完了証を持参)が必要です。</p> <p>山林・森林 を所有している。 相続登記後に、農山漁村振興課(0235-35-0145)または各庁舎に届出(登記完了証を持参)が必要です。</p>		
亡くなられた方の状況	手続	手続できる方
亡くなられた方の口座から市税が振替されている。 (市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税)	振替口座の 変更手続	相続人代表者 *代理人可

⑧住宅 担当課：山形県すまい・まちづくり公社鶴岡管理事務所(0235-35-0153)・各庁舎産業建設課			
亡くなられた方の状況	手続	手続できる方	
市営住宅	入居名義人になっている。	入居承継承認申請 または住宅の明渡し	同居の方 または相続人
	入居名義人以外の方が亡くなり、 同居の方が引き続き入居する。	世帯員異動届	入居名義人 *代理人可
<p>県営住宅 に入居している 庄内総合支庁内 山形県すまい・まちづくり公社(0235-66-3210)にお問合せください。</p> <p>持ち家 で空き家になる 空き家(管理・処分等)のご相談は、NPO法人つるおかランド・バンク(0235-64-1567)にお問合せください。</p>			

⑨上下水道 問合先：上下水道部お客さまセンター(0235-23-7609)		
亡くなられた方の状況	手続	手続できる方
上下水道の使用者(名義人)になっている。	使用者変更 使用中止	同一世帯員 *代理人可 (一人世帯の場合は親族)
宅地内水道管の所有者になっている。	給水装置所有者変更	相続人代表者 *代理人可
下水道が接続されていて井戸水を使用している。	世帯人数変更 使用廃止	同一世帯員 *代理人可 (一人世帯の場合は親族)
下水道受益者負担金を納付中である。	受益者変更	相続人代表者 *代理人可
浄化槽の管理者名義人になっている。	管理者変更 使用休止届・廃止届	相続人代表者 *代理人可

2 本市以外の主な手続

項目	手続先
各種契約の名義変更・解約(廃車)等	
借家・借地	不動産会社または契約相手方
電気	東北電力株式会社 ☎0570-550-220 または各契約会社
ガス	鶴岡ガス株式会社 ☎0120-25-0012 または各契約会社
NHK 受信料	NHK ☎0120-151515

軽自動車	軽自動車検査協会 山形事務所庄内支所 ☎050-3816-1836
普通自動車・125cc 超のバイク	東北運輸局 庄内自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2014
固定電話	NTT 東日本 ☎0120-116-000・☎116 または各契約会社
携帯電話・インターネット	各契約会社
クレジットカード	各契約会社
預貯金・借入金・有価証券 の相続	各金融機関・各証券会社
保険金（生命保険・簡易保険）請求	各保険会社・各郵便局
相続登記（不動産の所有権移転登記）	山形地方法務局鶴岡支局 ☎0235-22-1003
相続放棄の申立	山形家庭裁判所鶴岡支部 ☎0235-23-6666
所得税・相続税 の申告等	鶴岡税務署 ☎0235-22-1401



本市以外の機関での手続(例:銀行(預貯金の相続)、保険会社(保険金請求)等)には、市が交付(発行)する戸籍証明等の提出が求められるものがあります。事前に各手続に必要な書類を関係機関に確認しておきますと、おくやみ手続の来庁時に交付請求することができます。また、提出先によっては書類の返却が可能な場合もありますので併せて確認されますと最小限の通数で済みます。

*次の確認表は、関係機関へのお問合せの際、必要に応じてご利用ください。お問合せの際は、次の内容を確認されますと、交付請求の際スムーズです。

市以外の手続に必要な書類 確認表

関係機関	提示後の返却 ○×	故人の戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) ①出生から死亡までか? ②死亡時のものか?)	故人の戸籍附票 (住所の履歴が記載されるもの) ①謄本か?抄本か? ②本籍を記載していいか?)	相続人の 戸籍謄本	故人の	相続人の
(例) 銀行						
保険						
法務局						

なお、上記は相続される場合ですが、相続放棄される場合は、家庭裁判所に手続等についてご確認ください。

参考 相続手続

相続については、鶴岡市役所1階「総合相談窓口」(TEL:0120-866-294)や登記相談(問合先 TEL:0235-35-1194)で、基本的な相談(無料)を受けています。

- ①遺言書の有無を確認 ⇒遺言書が、公証役場または法務局に保管されているかを確認します。
自宅に保管されていた遺言書については、家庭裁判所で「検認」を受けます。
- ②相続人が不明な場合は相続人を確定 ⇒市役所・庁舎で故人の出生から死亡までの戸籍謄本を発行して調べます。
- ③故人の財産を各機関で調べる ⇒不動産は市役所課税課や法務局で、預貯金や借入金は各金融機関で、税金の滞納等は市役所納税課で、生命保険契約等は各契約会社で確認します。
〔相続放棄する場合〕家庭裁判所への申述を3か月以内に行います。
- ④相続人が複数いる場合は相続人同士で協議をし、遺産分割協議書を作成
⇒相続人同士の協議が不可能…家庭裁判所に遺産分割調停を申し立て、協議での合意をめざします。
⇒相続人が行方不明…不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てます。
- ⑤それぞれの財産を各機関で相続手続 ⇒相続登記は3年以内に行います。

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市役所 おくやみ窓口(市民課)

TEL(0235)26-0181

FAX(0235)25-2148

*このリーフレットはホームページからダウンロードできます。

ホームページ

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/shibo/okuyamimadoguti.html>



↑ホームページはこちらから

藤島庁舎 市民福祉課 TEL(0235)64-5807

羽黒庁舎 市民福祉課 TEL(0235)26-8773

櫛引庁舎 市民福祉課 TEL(0235)57-2113

朝日庁舎 市民福祉課 TEL(0235)53-2114

温海庁舎 市民福祉課 TEL(0235)43-4614